

研究所紀要第十号にあたつて

広島部落解放研究所 小森龍邦

理論は実践のための指針である。青年時代に読んだある哲学者の論文の中に、「理論は明日への実践の指針でなければならぬ」という意味のことが書かれていた。そして、その理論が正しいかどうかは、「実践によって検証される」と結んでおられたことが、いまも脳裡にやきついている。

改革とか変革の予想図が理論によつて想定され、その想定どおりにものごとがうまく運ぶかどうかが実践によつて検証されるというわけである。

そこで、予想どおりに行かないということになれば、理論のどこかに欠陥があるか、もしくは実践に足らざるところがあるか、どちらかだということになる。勿論、

実践といふものは、常に古い勢力によつて阻まれ、彼我の力関係によつて、その成否が決まる。そうなると、敵対勢力との力関係をも考慮に入れた理論というものが必

要となつてくる。

長らく部落解放運動にたずさわつてきて、部落解放研究所に精緻な理論を期待してきた。そして、それをいかに実践的にこなすかということが、われわれの任務であるとも考へてきた。そのような基本姿勢に立つて、今日の時点における私の運動に対する到達点のようなものを述べてみたい。時あたかも、研究所紀要の第十号を発行するという節目の年でもある。何程かの理論と実践の両側面の総括にでもなればとの想いからである。

(1)

いま静かに少年時代のこととを想起してみる。敗戦の年（一九四五年）は旧制中学校の一年生であった。私の住む被差別部落は、当時八十世帯もあつたであろうか。すでに一般の地域（芦品郡府中町）にあつては、小学校六年

生を卒業すると、七〇%程度のものが中等学校（中学校、実業学校、農学校）に進学していた。しかし、八〇世帯もの私の住んでいた被差別部落からは、明治以後、中等学校というものが出来て以来、私をもつて、僅かに数人が進学したにすぎないという状況であった。

つくづく時代の変化というものを感じるというわけである。一九二二年の水平社創立、戦後の部落解放委員会、さらに大衆組織として発展してきた部落解放同盟が、部落差別を解決するのは、国及び地方自治体の責任だと、果敢に行政闘争を展開したことの成果を評価しなければならない。部落問題の理論的分析も大きく前進した。同対審答申にいう「国民的課題」論も、単に道義的視点にとどまつたものではなく、一部の特權的な立場にあるもののを除いて、広範な国民大衆の利害関係が相互に依存してはいるとの分析にまで、その理論は及んだ。

「身分と階級の統一的把握」と云われるものは、被差別身分にあるものと広範な労働者階級の利害は究極において一致するものとの謂である。

「部落民以外は差別者であると部落解放同盟は規定している」とデマった政党が、支配階級の権力行使をどれだけ助けたことであろうか。ついに総保守化体制のところまで、労働運動も部落解放運動も閉塞状態におち入つ

てしまった。「社会意識としての差別観念」という哲学における認識論のところを歪曲し、党利党略に走つたことが、今日のような権力構造を培う一因となつてゐることを分析しておかねばならない。

それには、差別を効果的に利用しつづけてきた日本資本主義の社会・経済構造の行詰りが、基盤となつてゐることを前提において、「渡りに舟」のような格好に、人びとの意識構造が醸成されたということである。

時代の変化を本質的に把握しなければ、理論の構築もおぼつかないことになるし、いわんや実践との関係においても見当違ひの動きとなつてしまふ。

一九九〇年代に急速に、総保守化体制が準備され、民主主義の諸運動がひきづり込まれ、残念ながら部落解放同盟も、保守的な諸政党との結びつきを強くしてきた。われわれは何を為そうとしているのか。それは言うまでもなく、長らくの封建的身分差別を解決しようとしているのである。明治以後もつづいて、日本の支配階級は身分差別と、それに類似する差別を構造的に利用しつづけてきた。その人たちに、人間が人間を差別することの正当性を迫ること以外に、その方法は存在しない。

身分差別を受けている立場のものは、その性根を失つてはならない。権力側が人びとを欺瞞し、いつの間にか

支配階級の都合のよい意識を醸成するために、「天皇制イデオロギー」なるものを使う。「君が代」齊唱の強制がそれである。行政機関をして年号表示を「元号」に統一させたりするのがそれである。過般、祝日の「みどりの日」を「昭和の日」に変更しようとしてきたのもそれである。

かかるイデオロギー攻撃と、年間三万数千人の自殺が、ここ数年もつづいているということは、社会・経済構造が行詰つていることを併せ考えなければならない。

その相関性を分析することが、ものごとを本質的に見ることに他ならない。

(2)

われわれは徳川封建幕府の時代から、いなもつとこまかく分析すれば、中世封建社会の時代から、ひきつづき、身分差別を受けてきた立場である。

では、その身分差別なるものを、今日的にはどのように規定すべきなのかということになる。差別といふからには、人びとの享有している権利関係において、格差が存在するということでなければ、これに領ずることは出来ない。

しからば、今日の社会にあって、どんな権利において格差が存在するから、その是正を求めて運動をおこして

いるのかということになる。

部落解放運動の高揚期には、権力に非常に近い立場にあつた同和対策審議会においてさえ、つぎのよくな文言で表現せざるをえなかつたことを思い出すであろう。

「いわゆる同和問題とは——中略——現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。」

つまり、日本国憲法が、「国民の権利及び義務」（第三条）において明記している諸権利を不完全にしか保障していないということである。部落解放同盟は、この市民的権利の代表的なものを例示して、「就職の機会均等」「職業選択の自由」「教育の機会均等」「結婚の自由」「居住移転の自由」などをあげてきた。

狹山事件を鬱うに及んで、司法権にかかわって、「人身の自由」という概念が広く提起されるに至った。

「①何人も、自己に不利益な供述を強要されない。②強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、それを証拠とすることが出来ない。③何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、又は刑罰を科せられ

ない。」

狹山事件は、強制、拷問、脅迫のみならずさらに詐術を駆使して、石川一雄氏を自白に追い込んだものである。

近代市民社会において、権力と「人身の自由」というものが、どのような緊張関係に立つものであるかを広く知らしめた。この「人身の自由」なるものは「権力から自由」と言うべきもので、市民的権利感覚、市民的権利意識から領すべき、身につけなければならないものである。

一七八九年のフランス革命の人権宣言と言われるものに、その典型を見ることが出来る。

「人間は、自由で、権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益にもとづかないかぎり、もうけることができない」（上記「人権宣言」第一条）

「自由とは、他人を害しないかぎりで、すべてのことを行なうことがある。したがつて、それぞれの人間の自然の権利の行使は、社会の他の成員にこれらの同じ権利の享受を保障しているかぎり、限界をもたない。これらの限界は、法律によってでなければ、さだめられることが出来ない。」（同「人権宣言」第四条）

人類の歴史上の主だった人権に関する思想を列挙すれ

ば、一七七四年のアメリカの「独立宣言」一七八九年のフランス革命の「人権宣言」、不徹底ながらも、一八六八年の明治維新の「四民平等の布告」、一九一一年の辛亥革命における「三民主義」などがある。

日本における封建的身分差別は、いまなお、人びとの意識、観念の中に存在し、これを支えている物質的・経済的な社会構造の中に存在し、機能しつづけているものである。

これを解決しようとする部落解放運動は、明治維新以後の実状に照らしてみると、世界の最先端における人権思想におくれること一五〇年、二〇〇年の落差が存在している。

それを取りもどそうとする部落解放運動が迫力をもつ所以は、そこにあるわけだし、また権力が腹の底では最も敵視する所以でもある。

(3)

一九六〇年代から七〇年代にかけて、日本の経済は「高度成長」の時期を迎えた。しかし、その時期においてさえも「部落地名総鑑」という雇用の問題に差別的に対処する資料が全国の大企業に出まわった。広島県においては、広島銀行、中国電力や、東洋工業（現マツダ）な

どの大企業がそれを購入していた。中堅クラスの労働力を大量に採用しなければならない時期においても、「わが社は部落民を採用しない」と「身元調査」の方針を徹底させるなどのことをしていた。現に、「同和地区」であることを表示する調査書が「身元調査」に出かけて行つた調査員によつて作成されていた。

高度経済成長の時期に日本経済は国民一人当たりの生産力が、アメリカを凌駕することになつた。ある意味では、近代合理主義の最もすぐれた生産システムを必要とする時期であったのに、その中に巧みに、封建的身分差別の甘味を併用して、超過利潤をむさぼりつつ、経済活動を拡大したものということが出来よう。

自動車メーカーにその例をとつてみよう。私は一九九〇年春頃から一九九六年の秋頃まで衆議院議員の職にあつた。その頃の対政府経済論争の中でそれを取り上げた。その論理の出発点は、部落解放運動の闘いと歩調を合せるものであつた。すでに同和対策審議会答申などで、権力側が、いやいやながらも分析しているところを援用しながら出来るという便利さもあつた。

「わが国の産業経済は『二重構造』といわれる構造的特質をもつてゐる。すなわち、一方に先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた

中小企業や零細經營の農業があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。なかでも、同和地区的産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している」

当時、さかんにアメリカから「アンフェア」な経済構造が、国際市場の公平さをかき乱すことになると指摘され、「構造協議」なるものが行われていた。アメリカはそれを指摘しつつ、日本におけるアメリカ経済の市場の拡大につとめた。日本も、その指摘には、反論することが出来ず、国内市場をアメリカに譲り渡す場面もあつた。

同和対策審議会答申の前記のごとき指摘は、究極のところ、働く一人一人の賃金の格差となつてあらわれることを忘れてはならない。大企業のもとで働く正規雇用の労働者の賃金を仮に一〇〇パーセントとすれば、一千人規模の労働者をかかえる第一次協力会社にあつては、八〇パーセント程度にしなければならない状況で加工品のコストがくくられている。第一次から第二次の協力会社では七〇パーセント、第三次になると六〇パーセントといった具合であつた。

そして、問題とするところは、その第三次の六〇パーセント程度のところから、さらに零細な被差別部落の家内工業的零細業者の場合は、それが五〇パーセント程度

となってしまうということである。

日本の産業経済の構造が、日々の経済活動の中で、このような格差を是認しなければ成りたたないようなことになっていた。そこにその最底辺に位置づけられる被差別部落に対する「社会意識としての差別観念」が存在しつづける根拠があった。

最近、政府は、「同和対策はすでに実態的には完了した。あとは意識、観念の啓発が残るのみ」と言い張っている。だが、このような実態が存在すればこそ、人間の意識や観念は、それら経済活動の実態の反映として、それを受け機能していることを忘れてはならない。

同和対策審議会答申は、前記引用の箇所のつづきのところに、明確に書き込んである。いまの政府はここを無視し、厚顔無恥な態度をとりつづけていいるのである。またこれを指摘しえない部落解放同盟の中央本部の不甲斐なさも残念という他はない。

「このような経済構造の特質はそつくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもつていて、他面では、前近代的な身分社会の性格をもつていて。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自

由な意志で行動することを妨げられている。」

ここまで論理展開だけぶつけても、政府をたじろがせることは出来るであろう。だが、同和対策審議会答申は、まだまだ突込んだことを言つてはいる。いわんや、このあたりは、われわれの解放理論「三つの命題」の「社会的存在意義」のあたりにおいて、さらに厳密に社会科学的な分析の行われているところである。

日常的運動とは言いながら、当時の革新勢力の中心的な政党が、「小選区制」の方へころげてしまい、それとの関係や、すでに支配階級にろうらくされていた労働組合との対立に考慮を払いすぎて、「ボタンのかけ違い」をやつてしまつた。「一般行政への円滑な移行」という論理にのせられて、これに批判を加える組織内の活動家に政府側の論理を採用して反発するといった態度に出た。そのことが、部落解放同盟の理論の退廃となり、哲学の喪失となつたということである。

きわめて重要な、社会と「人間のありよう」について同和対策審議会答申が述べているところだから再度味わつてみよう。

「このような経済構造の特質は、そつくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもつていて、他面では、

は、前近代的な身分社会の性格をもつてゐる。今日なお古い伝統的な共同体関係が残つております、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することが妨げられてゐる。」

「上みて暮すな、下みて暮せ」と扇動されれば、すぐにでも、これに迎合する社会の雰囲気をお互いは、幾度か経験させられたことであろう。つまり、「人々は個人として完全に独立しておらず」という状況、水準にあるとということである。

部落解放運動がとりくんできた人びとの意識改革についても、かなり前進をしているかに見えても、ほんの少し、反動的イデオロギーをふりまけば、もとのモクアミになつてしまふ。

数十年にわたる日本共産党の差別キャンペーンは、彼らにして、その歴史的、今日的な人間なるものの性質を知つてゐるから、大胆にも党利党略に走つたのである。人々の利益を守る大事なことについては、いつも引込み思案の彼らがこのことについては自民党の反動派から拍手喝采をもらうようなことをやつてのける。人間なるもののが弱点と社会構造、経済構造との相関性を知つてゐるからである。

同和対策審議会答申の次なる文章をさらにしづけて読

みすすんでみよう。

「また封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。」

さらに、また精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残つております、特異の精神的風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的・社会的根拠である」

哲學的に云えば、社会的存在と人間のあり方について、あちこちに二元論的ないまいさを指摘せざるをえない。しかし、意識とか文化とかが、それぞれ単独で存在するものでないことを言つてゐることだけは確かである。

一九九七年の地対協「意見具申」で、人間の意識と社会的、経済的な客観的構造が切り離されたとき、理論的に一矢も報いることが出来なかつたことを、私は哲学の喪失と表現したのである。やがて日本社会も、高度経済成長政策は「バブルの崩壊」と表現される事態となつた。経済の二重構造による矛盾を、とりあえず独占企業、大

企業の日のさきの利益を追うために利用してきたことのツケがやつてくる。

(4)

日本はいま、抜け道の見えない暗いトンネルの中にあらる。大企業の一部に帳尻りのあうところが出来たと、自民党政権は構造改革の成果が出はじめたと言っている。

温い心のない証拠には、中堅どころの建設業などが倒産をしたとき、小泉首相は、構造改革の効き目があらわれはじめたと言う具合であった。

大企業の一部の帳尻りが合うようになったのは、ほかでもないリストラ、クビキリによって、人件費をしばり込んだからである。そのことは当然のことながら、それぞの協力会社（下請け、孫請けなど）のコストダウンを強要することと並行する。

公共性の高いNTTなどは、職員を子会社に出向させるという手法をとつて、その際に、一五パーセントとか二五パーセントとかの賃金切り下げを行うということをやつている。自民党政権の行つている構造改革路線は、その会社の経営者が善意であるかどうかは別として、働くものへのリストラ、クビキリを行わざるをえないとうことに仕向けている。

クビキリをされないようにしようと思えば、企業に対し忠誠を誓い、サービス残業に黙々として従事する。労働基準監督署も、自発的にそれを摘発しようとはしない。いまの状況では、サービス残業に従事するものの内部告発は非常にむずかしい雰囲気となつていて。

これらは、いずれも、「人間のありよう」の「自主性」とか、「市民的権利意識」というものが鈍つっていることを示すものである。政権を担当するものとか、それにすぐりついて生きているものは別としても、大方の市民は、こんな政策がとられているかぎり、収入は減少し、必然的に消費購買力は落ち込んでしまう。

大企業の帳尻り合せという姑息なことをやり、経済的に力をもつものの歓心を買うことにだけの政策は、究極において、経済の循環と成長をさまたげることになる。

このような自民党政権の手法は、もとをさがしあてみると、やはり部落差別を支えている人間の「自発性」とか「合理性」を追求する近代社会における「市民的権利意識」の稀薄なところにつけ込んだ政策だということに気づかねばならない。

部落解放運動の前進が、労働組合運動や、平和とか福祉のための市民運動に大きく影響してきたことを考えれば、人間の自由と平和を求める部落解放の思想というも

のが、全国民的規模において、いかに大事なものであるかを考えなければならない。

民主主義の合理性に失望したものは、自暴自棄になる。

最近の社会荒廃を示す凶悪犯罪がそれを物語っている。純真であるべき青少年、とりわけ十代半ばの少年たちが、従来の常識的感覚ではわからないような犯罪をおこす。それも、「人の生命」の大事さということを妄却した事件がおきているのである。

人間の脳の働きは、それが成長過程にあるとき程、社会環境に影響されやすい。社会のもつ影響の大きさを考え、その社会にどのような責任を果すかということが重要である。とりわけ、政策の舵どりをする支配権力の責任を追及しなければならない。

そもそも「人間のありよう」の脆弱性をよいことにし、仕組まれた人間無視、人格破壊の政策を部落解放運動は追及しようとしているのであるから、容易なことではない。やられたものが、弱さのためにやられているのに、それに抵抗して、人間復権の状況を作り出そうというのであるから、困難性をきわめたものである。

中心部分まで崩れてしまうと、とりあえずの手掛かりさえなくなる。そういう意味では追い込まれたものが、「捲土重来」を期して、自分たちの願つてきた路線を再構

築する以外にないのである。「荆の道」というか「険しい道」というか、弱ったものが強者になるという、まことにパラドキシカルな道筋となる。

「デフレ」と「不況」は、消費購買力の沈滞の結果である。その元凶こそ、小泉首相のいう「構造改革」だということを忘れてはならない。やれ政策転換だの、景気対策だと自民党の各派が、総裁選を機に言つたのは、「デフレ」「不況」が彼らの政権基盤である大企業にとても、なかなか拡大再生産に転ずることが出来ないという矛盾を表わしたものである。

総裁選のことだけを考え、「方針は変えない」と挑発的な発言と思われることを言つてのけた小泉首相は、国民の多くが自民党の悪さと自分の政策的欠陥とを同一視していないという、言わば、国民の政治に対する認識のあいまいさの間隙を縫おうとしたものであつた。

(5)

部落解放同盟が朝田善之助（元委員長）という人を中心構築した解放理論の「三命題」と言われるものの中に、「部落差別の社会的存在意義」というものがある。一九七三年度の運動方針の中にある文章を引用して、それを再吟味することとしたいたい。

「部落差別の社会的存在意義は、その本質から言つて封建社会でも資本主義社会でもかわつていない。部落差別は部落民を直接に圧迫し搾取することを目的として作り出されているのではない。封建時代における部落差別は経済的にはその時代の主要な生産のない手であつた農民にたいし搾取と圧迫をほいままにし、政治的にはそこから発生してくる反抗をおさえる安全弁として政策的に作り出されかつ維持された。」

封建社会といつても、差別が露骨に政治支配の中で威力を發揮するようになるのは、徳川封建幕府の時代といふことが出来る。

部落差別といふものは、権力のなせる業であるということになることを避けて通ろうとする歴史学者たちによつて、「一般行政への円滑な移行」への援護射撃が行われた。「いま、部落史が面白い」(渡辺俊雄　解放出版社)とひやかし半分の書物が出版されるようになる。

この人たちによれば、身分差別でいうところの「身分をつくった」史料はないといふ。徳川幕府の史料が見つかることを理由に、権力の介在を否定しようとするのである。しかし、徳川幕府が成立して、五十年、七年経過すると、いたるところで、権力が身分的統制をした事実が史料として残つている。

要は権力の介在する視点を出来るだけ薄め、明治以後の日本資本主義の権力が行つてきた差別政策を結果として、免罪するところにある。いわゆる反動思想が跋扈してくる時流に乗つて、奇抜なことを言おうとしたものと見なければならない。

七三年運動方針の説明はつづく。

「明治維新後の資本主義の初期の段階では、「資本」の原始蓄積の手段として部落差別が利用された」

明治四年八月二八日の「太政官布告第六一號」が一片の紙切れに過ぎなかつたと言われる所以である。この布告に意義があつたとする人は、その意義の前にくる主語が何かということを考えなければならない。実質的に部落解放の政策をとらなかつたということ、近代社会への動きにあわせて、巧妙に差別政策を仕組んできたということを、われわれは言つてゐるのである。部落解放には役立たなかつたという意味で一片の紙切れなのである。

「太政官布告が出ているにもかかわらず、いつまで差別する気なのか」と運動側が糾弾の論理に使つたという意味においては、意義があつたと言わねばなるまい。論理のスレ違いとならないようにしなければならない。

「資本の原始的蓄積」とは何かということについてふれておこう。

資本主義社会を成立させるためには、封建時代の農民から、全く生産手段を持たないプロレタリアの出現をはからねばならない。そのために農民層からあくなき収奪を行い、所有するものを持たない無一物の働き手を労働市場におくり込む過程と、それと同時並行する土地収奪をはじめとする貨幣的富の蓄積をすすめることをいうのである。

「上みて暮すな、下みて暮せ」の身分差別肯定の思想が、そのプロセスに巧みに使われた。

「今日独占資本主義の段階では独占資本の超過利潤追求の手段として部落民を主要な生産関係の生産過程から除外し、相対的過剰人口のなかで、停滞的、慢性的失業者の地位におとしこむことで、部落民に労働市場の底辺をささえて一般労働者の低賃金、低生活のしづめとしての役割を果たさせ、政治的には部落差別を温存助長し、部落民を一般労働者と対立させ分裂支配する道具として利用しているのである」

日本共産党が全勢力を注いで行つた差別キャンペーンの理屈の中に、部落民を一般労働者と対立させ分裂させる論法が巧みに折り込まれていた。保守反動政治勢力の喜ぶ所以はここにあつた。つまり権力のねらつていることを、そのまま野蛮な理屈で大量に振り巻いていたから

である。

独占資本の段階と言つても、高度経済成長の時期と、それにかけりが生じてきた時期とでは、現象的には違つた様相を呈してくる。

高度経済成長の時期には、労働者不足を補うために、最下層の苦しみを担わせつつ、一般の労働者に、その労働条件の劣悪さと比べて見せつつ、それを慰撫して、生産効率を上げさせようとしたわけである。

高度成長にかけりが生じてくると、「いの一番」に被差別部落のものをクビキリの対象にするといった具合である。

(6)

報じられている最近の国民意識調査によると、将来の生活に「不安」を感じていると答えたものは六七パーセントに及んでいる。それでいて、自民党支持、わけても小泉支持の率は五〇パーセント台を確保している。何んとか、この不安を解消するような対策をとつてくれるであろうと期待しているからに他ならない。

そのような淡い期待感のようなものの潜在的意識は、いな感覚と言つたほうが適當かもしれないが、他人と見くらべて、自分の方が少し、優位な状態にあると思う

「心的活動」であることを忘れてはならない。

人間の頭脳というものは、類人猿のチンパンジーなどにくらべても比較にならない程、発達している。そうであるだけに、ひとたび、人生の経験において、「上みて暮すな、下みて暮せ」といった意識、観念、感情（情緒）など、各水準における心的活動が働き出すと、自分で自分をいためつける「自己疎外」に、快感を覚えることになるのである。

そういう意味では、ひとたび誤った感覚におちいると、人間程、始末の悪い動物はいないといふことも出来る。

人類の科学的知識の最先端において、原子爆弾のような大量殺りく兵器が開発され、これが使用されてきた。すでに半世紀をこえている。その原爆の不拡散を主張するアメリカが、劣化ウラン弾という放射能による被爆を及ぼす殺りく兵器を、アフガンにおいても、イラクにおいても使っている。

少しばかり巧妙な宣伝をマスコミがやってのけると、人びとは、北朝鮮の脅威だなどと信じこみ、「核による防衛」だなどと、アメリカの世界支配を肯定し、無辜の民が尊い生命を奪われていてることに不惑症になつてくる。人間といふものの存在が具有する性質といふものの恐ろしさをあらためて感ぜざるを得ない。

古来、人間の性質を大別して、「性善」というのと「性悪」というのがある。いま述べている論理は「性悪」にポイントをしぼっているような格好で、誤解を招くかもしれない。事実、アメリカと、それに同調する日本政府のこんなあり方は、人間とというもの「性悪」とその「愚昧」なことを嘆かざるをえないからである。

しかし、人間は、そんなに「性悪」だと言いかれるものであろうか。そして、そんなに「愚昧」な存在と断定出来るものであろうか。一八世紀以来、世界の歴史は、「人間の自由と平等」を高らかに唱え、その実現の方向にむけて努力してきた事実がある。

アメリカの独立宣言、フランスの人権宣言がそれであり、第二次大戦後間もない頃、国連は世界人権宣言を採択し、それまで幾多の試練に堪えてきた人権に対する普遍の原理を集約し、これを広めてきた。

このように考えてみると、人類は、いまアメリカがヒステリックに、世界を思うがままに動かそうとして、人びとを殺りくすることを何んとも思つていないうような風潮をつくり出しているが、世界の諸国民が、ネットワークを組み、情報を交換しながら、やがて平和を守る大きな勢力となり、これを乗りこえていくことになるであろう。

現にアメリカ国民の中に、ブッシュの世界戦略体制が、いかに危険なものであるかを説くものも出始めている。それでは、この「性悪」と「性善」とにわけて考えてきた中国の古い思想における「人間觀」をどう考えたらよいのかということになる。

アフガンへの侵略から、イラクへの侵略にいたるアメリカ、イギリスなどの動きに抗議した地球市民レベルの動きは、各地域で活発に展開され、一千万人もの大衆が、街頭にあふれて、その気持を表示した。人類は愚かな存在とばかりは言つておれない。人間の生存とか、平和的生活のありようとかを真剣に考える賢明な動物であるといふことも出来る。

総じてこれを表現するとき、「性善」の内容を見るからに他ならない。

どのように、この「性悪」と「性善」は交差するのであるうか。部落解放に心を碎いて協力する人がいるかと思えば、確信犯的に、差別思想を拡散しようとするものがいる。この「二律背反」とも思えるような状況の交差はいつたいどう考えたらよいのであろうか。

一度は差別思想の虜になつていたような人物が、部落解放運動の糾弾を受ける身となり、深く反省し、これまでの差別思想を乗りこえて、部落解放の動きに合流して

きたような人物を私は知つてゐる。

糾弾闘争は、人間改革のとりくみであると言われるのは、そういうことがあるからである。

このあたりでいましばらく試行錯誤してみよう。

大企業の都合だけを考え、「公的資金」の投入だとか、各種の規制緩和だとか、究極は大衆を犠牲にするような政策ばかりが、政府と与党の手によつて遂行されている。だが、国民は、マスコミの宣伝に影響されるということもあつて、自らを滅すような勢力を支持し、愚昧な道を歩んでいるということである。

愚昧な道と言えば、大阪の池田小学校の児童が宅間守の手によつて殺害された事件を思い出す。人間というものは、ここまで「性悪」なのかと思い知らされたような気がする。

だが、この宅間守なる人物が、どうして、このような行為に走つたのかを、それも、部落解放の視点、人権の視点から「人間というものをどう見るか」ということをここで問いたい。

宅間守は、池田小学校が、エリート校であるということを知つてゐた。自分も、そのエリートたらんことを願つた時期もあつたようである。彼は幼少の頃、親から聞かされていたことによつて、自分の出自が藩政時代に逆

のほれば、「土族」に属するものだとのプライドも持つていたようである。

はげしい進学競争体制、差別と選別の教育の狭間に育つて、遂に挫折し世間に反抗するなら、エリート校の池田小学校をねらうのが、一番効果的なことであると考えたようである。

「残忍」きわまることだと、裁判は極刑をもって、処断するとの宣告を行つた。しかし、裁判は、宅間守のような人間がどうして、現今社会に出現をしたのかということについては、事実調べの中で明らかにしていない。宅間守個人が、「性悪」などということを認め、このようないい人間から、弱い立場にある小学校の児童が、二度とこのようなことにならないように世間の注意を喚起した。裁判官とすれば当然のことである。

だが、その注意を喚起した論理が問題である。どうして、宅間守のような人物が出来上がったのかを、事実調べを通して、世間に教訓をもたらすようなことが出来なかつたのか。「性悪」というのは、中国の荀子の思想にみられる。エゴイズムを人間の性の本質と考えていた。世の中が乱れるのは、利己的欲求がその根柢となる。ざつと説明すると、そのような考え方である。

宅間守は、この「性悪」のゆえに、池田小学校における

るような残忍きわまりない犯罪を演じたのだということである。

だが古い中国の思想は、例えば孟子にみられるような「性善」を説く人の方が多い。「赤子が井戸に落ちようと見ているのを見れば誰れでもこれを突嗟に救おうとする」という有名な言葉を残している。

このような人間の突嗟な仕草の中に「性善」が明確に読みとれるというのである。

孔子は「性相近し、習相遠し」と言つた。人間の善悪の行動を、その本来的性質から論ずることを孔子は避けているように見える。しかし、人間は「習」によって、「習慣」によって、その可能性は大きく変つたものになると言つてゐることに着目しなければならない。

宅間守がどうして、幼児を殺傷し、その行為によつて、胸のうちのモヤを解決しようとの考えに到達したかを、孔子の「習」というところから分析しなければなるまい。部落解放運動は、同和教育の視点から、人間なるものの頓挫する姿を分析し、転じて、その主体を確立し、人間力を存分に發揮出来るものになるコースを問題としているのである。

宅間守は、「人間疎外」「自己疎外」に苛まれていたのである。ここを分析しなければ、あの事件から、今後の

教育課題を引き出すことは出来ない。

(7)

三浦朱門とか、江崎玲於奈のいう「人間の遺伝子情報」を解析して、ダメなものはダメという教育方針を立てればよいというのは、サイエンスの装いをこらして、人間の可能性を否認した主張である。

「できんものはできんで結構」「できるものをかぎりなく伸ばす」というのが三浦朱門の論理である。

人間の性を「悪」ときめつけて、裁判の判決理由を言いたわす手法と中ば似ている。

さきに差別と選別という言葉を使つたが、殺人という犯行に及んだ宅間守は、この選別のふるいにかけられ、挫折した人間である。殺されたり、傷つけられた児童は、

進学競争体制の中で、大阪教育大学付属池田小学校に選ばれたものとして、入学していたのである。この両極端が、あのような不幸な事件の展開となつたことに眼を閉じることは出来ないであろう。

同和教育は、すべての子どもの可能性を信じて、その子たちの進路を保障しようという立場で教育実践ととりくむ。

江崎玲於奈らは、すべての子どもの可能性を信じるな

どということは否定する。遺伝子情報を解析すると、ダメなものはダメだとわかるというのである。

何とも残酷な主張である。資本主義のあくなき利潤追求のためには、子どもたちの可能性を否認しても、支配階級に奉仕しなければならないという態度である。

それぞれの人間が、この世に生を受けて、一度しか成長の時期を持ち合わせていないと銘記しておくべきであろう。

この子たちは親を選んで生れてくることが出来なかつた。それと同じように、この子たちの生活環境、教育条件の充足度も選ぶことが出来なかつたのである。可能なかぎり、生活環境、教育的条件を整えて、その可能性の伸張をはかるというのでなければならない。

同和教育はその精神に立脚したものである。このあたりで再度、孔子の言を引用する。「性相近し、習相い遠し」である。

ここまででは、ずっと同和教育の主張するところとして説いていたのである。

「習」の機会を平等にして、せめて、この子たちに成長するチャンスを与えるとする同和教育を目の仇きにすることとは、支配階級の理不尽に味方をする以外に何の効用があろうか。全国同和教育研究大会あたりで

は、このきわめて原則的なことを論じ、彼らのよこしまな理屈に一撃を与えるなければならない。

教育を支配階級の道具にしようとしている連中は、これまで、同和教育を実践することは、「伸びる力を持つものの足のひっぱり」をする悪平等だと主張していた。つまり、それらの論理の拮抗が、しばらくつづく中で、サイエンスの装いをこらして、差別教育を是認するような雰囲気を作り出そうとした。その決定打を打とうとしているのが、江崎玲於奈の言うところとなってきたと解しておかねばならない。

これからの中の同和教育論は、人間論、とりわけ近代市民社会の合理性（教育の機会均等論）だけでは、彼らの陰謀に対峙することは出来ない。権力をあげて、差別思想の培養をはからうとしている時期だからである。

「身分差別」は許容出来ない市民社会だと承知した上で、屁理屈をこねて、「君が代」を国歌だと法に定め、しかも、制定時の国会答弁では、強制しないと明言しておきながら、現実は、職務命令をもって、これを教職員にも、子どもたちにも強制している。

そういう時に、遺伝子情報を持ち出し、普通の近代市民社会の合理思想だけでは、容易に反論出来ない手法に出ているのである。

同和教育の論理を尽くそうと思えば、つまり江崎玲於奈などの差別と選別論には、どうしても、遺伝子情報の科学的知識をもつて対応しなければならない。近時、分子生物学、大脑生理学などの学問分野において、その研究は活発である。そのあたりの学問研究の成果を援用しつつ、同和教育論の正当性を、人びとに理解して貰わねばならない。

私はさきに「解放理論の素描」なる小著を出版した。江崎玲於奈の言うところに、大変、危険なものを感じたから、この小著の中で、いささかの反論のための視点を明らかにしておいた。

「大脑生理学とか、生命科学にたずさわる学者たちの通説とするところだが「遺伝子」による「性格」とか「能力」というものは、その人のありようを規定するうえで、大体、五〇%から六〇%ぐらいの比重をしめるだろうというのである。あと四〇%～五〇%は「生得」的なものではなく、その後の訓練、学習などによるとされるのである。「生得」的なものが五〇%～六〇%の比重をしめるということを、学者の通説だから、一応それは認めるとして、その五〇%～六〇%はチンパンジーの共通の祖先から別れて、今日の「ヒト」つまり現世人類として受けついできたもののことである。「人間程、個々人にお

いて、その能力に幅のあるものはないという主旨のことと言つた文章（前記「解放理論の素描」の中で）を紹介したが、その「個々人の幅こそ」こそ、大半はその人の出生後のありようで決るものである。——中略——このあたりはどうしても紹介しておかねばならない観点だと考へる。詫摩武俊という専門学者の意見である。」

私は自分の主觀による、ひとりよがりなものであつてはならないと思った。同和教育關係者に、あやまつた「身びいき」の様な偏見を与えてはならないと思った。

前記、詫摩武俊という人の著作「性格はいかにしてつくられるか」（岩波新書）から、「解放理論の素描」にも引用しているものである。

「遺伝子」という言葉のもつ、何となく暗い感じ、宿命的なひびきを好まない人間觀というものもたしかに現実に存する。また、ある子どもに好ましくない性格がみられたとき、それは遺伝であるといつて放置しておいてよいものではなく、人間を遺伝に縛られたものとして把握するのも正しくない。しかし、また人はどのようにでもつくられるものだという主張も實際問題として認め難い」——言うまでもないことであるが、同和教育を万能と考えている程、われわれは呑気ではない。社会的、歴史的重荷のことを考えれば考える程、人間というものの成長と

変革の困難性は重々覺悟のうえでとりくまなければならぬ仕事だと考へている。

それだけに、まずは、江崎玲於奈のような考え方方に、対峙しつつ、教育実践において努力することをおしんではならないというわけである。

(8)

その人の生涯が、環境とか、条件とかに大きく影響されるものだということは、仏教の哲学の中でも説かれている。

「卯の毛、羊の毛のさきにいる塵ばかりもつくる罪の宿業にあらず」ということなしと知るべし」（親鸞）

人間の世々代にわたる「いのちの連續」について、宿業（前生の業）という言葉を使つていて。

その宿業というものを理解するためには、これまた仏教の説く「因縁果」の理法のことにつれざるをえない。ものごとのありさまを見るとき、そこには、それがその如くにあるためには、必ず原因の「因」というものがなければならぬ。しかし、「因」だけで、その如くに存在しうるものかというと、その「因」が、いかなる縁に出遭つているかということが問題だというのである。

遺伝子なるものを親やそれ以前の先祖からどのように

うけついでいるかと「因」ということ、「因」だと、特定個人の場合にあてはめて見よう。

その特定個人が、受けついだ遺伝子を持ち合わせて、次なる展開はいかなる縁に遭遇するかということである。極端なことを言えば、天皇制ファシズムの時代に生れあわせ、第二次大戦末期に学徒兵にかり出され、「神風特別攻撃隊」に編入されて、あたら尊い命を失うようなことになれば「もともこもない」ということになる。第二次大戦の敗色濃厚な時代の縁に遭遇した場合のことである。

親が病弱で、子どもの教育に費用をかけられないという状況にぶつかることもあります。

つまり「因」は「縁」によって、相当な影響をうけるということである。ここまでくると、「性相近し、習相遠し」という孔子の言葉が、習慣とか条件とかによつて、人びとの成長に重大な影響をもたらすという意味をもつていることが、一層深く理解されるといふものである。

江崎玲於奈や三浦朱門は、人間というものを、固定的にとらえ、「ダメなものダメ」ということが、権力に対して、迎合し認められる道だと考へているのである。

われわれは仏教のいう「因縁果」の思想からも、解放運動や同和教育のめざすものが「理」にかなつたものだという確信をもつことが出来る。

さて、人間なるものを同和教育の立場からどう見るかということで、遺伝子のところまで筆をすすめ、それが仏教論のところまで及んできた。

さきにも述べた「卯の毛、羊の毛のさきにいる塵ばかりもつくる罪の宿業にあらず」ということ無しと知るべし」の親鸞思想のことについて、もう少し、人間論なるものを展開してみたい。部落解放運動が「主体の確立」ということを主張するが、その「主体」にかかわってのことである。

親鸞のこの言葉は、人間の現在生きている状況を、歴史的、社会的に見ていくことである。時間の流れの中の「縁」と、社会的、地域的広がりをもつ昨今の政治、経済との「縁」というものを考えさせるものである。人間の成長を願う教育のいとなみにおいて、それを考えねばならないことは、すでに述べてきた。

このあたりで、部落解放運動に挺身するものの基本的な「人間のありよう」についても、ふれておかねばならない。

仏教にいう「業・宿業」の理解をどうするかということも深くかかわる。「宿業」は通俗的には、「前生に行つた罪」といった観念によつて通用している。「親の因果が子に着さる」という言葉もあって、何んだか運命的な感

じを持たせるものである。

そのことが、権力支配の都合によって、現実の矛盾をあきらめさせ、どんなに不幸なめにあわされても、無抵抗な人間を作ることに役立つたということは事実である。

最近、仏教各宗派では、このような「宿業」理解を「悪しき業論」と名付けている。しかし、仏教界では依然として、差別事件が後を絶ない。事件の根底に流れる思想は、この「悪しき業論」と言われるものが、その人たちの言動を呼び起こしている。

われわれは釈迦に始まり、印度、中国、朝鮮、日本へと伝わってきた仏教の思想を、鎌倉仏教の各宗祖方によつて、かみくだいて教えられてきた。

その教えを正しく受けとめ、「宿業」というものを、「前世」のものと宿命的、運命的に受けとめ、現生における人間の努力や（生活のありよう）とか、可能性を否認することを許してはならない。

人間が人間であるかぎり、分子生物学の立場から言えば「ヒト」が「ヒト」であるかぎり、生得的な性質により、鳥のように翼を持つて大空を飛ぶことは不可能だということは言わずとも知れることである。

ここでいう可能性とはやはり、「人間」として、「ヒト」として制約されていることは事実である。

身体的にも、精神的にも、「自由」ということについては限定的な社会に、われわれは住んでいる。問題は人びとが、平等にその制約と限定の社会で、しかも、最大限に可能性を伸張させたいと願つているのである。

どこまでも主体的でありたいというのは、その限定された制約のある社会において、出来ることと出来ないことを、しっかりと見定めて、諦めというような消極的な姿

先にも述べた「遺伝子」の如何によつて、ある特定の人間は、その生涯が規定される。しかし、それと同時に、努力とか教育のありようによつてはかなりの可能性をもつて、人生を飛翔することが出来る。

サイエンスを装う反動派の連中の部落解放運動敵視、同和教育敵視論に対峙して、人権の確立のために、一層奮闘しなければならないわけである。

敵に対するわれわれの自覚はこのようなものであるとし、それに加えて、その認識が単なる客観的認識（傍観的認識という低いものを危惧して）にとどまらず、どこまでも、主体的でありたいということである。

「人は生れながらにして自由であり、平等である」とフランス革命の人権宣言は謳いあげている。だが、全く制約のない「自由」というものは、この世の中に存在しない。

勢ではなく、冷厳なまなこを持つて、そこを分析し、可能にして有効な人間力の伸張をめざすということである。

「社会的立場の自覺的認識」という掛け言葉を早くから打ち出した部落解放同盟広島県連合会の運動の基調は、そういう意味を持つたものであった。

子どもたちの自覺が、そこに及んでいくような教育を、われわれは強く期待する。そのためには、部落解放運動の活動家や同和教育の実践家の人間像の中にそれが具現されていなければならない。子どもたちの心をゆさぶるに十分な、大人の人間像が必要なのである。

敵の攻撃は、再び身分差別の存在することをあたりまえとするような雰囲気の醸成に手をそめはじめた。そうであればなおさらのこと、部落解放運動のありよう、同和教育の理論性の水準が問題となつてくる。要請されることは、空理空論としての解放理論ではなく、それが常に実践で検証されるようなものでなければならない。

部落解放運動が、広島県において、宗教論とのかかわりを深めようとしているのは、宗教的水準における人間の内省、自省から運動前進のための糧を学びとりたいと考えているからである。

しかし、それは緒についたばかりである。核になつてとりくんでいる人の自覺に弛緩がでてくると、その試み

も中斷する可能性をもつ。運動が眞実に到達しようと思うと、そういう危険性をいかに克服するかということに気を使わなければならない。

部落解放運動は、長い日本の身分差別の歴史にかんがみて、しかも、その差別政策が、人間の生活全体の中に網羅されていたことを考慮に入れるに、人間をめぐる全領域におけるとりくみとして、それぞれの専門分野における理論化が必要となつてくる。

ときの政権が少しばかり甘いことを言つてはいるから、それをうまくあやつって、目的を達成しようというようなことであつてはならない。なぜなら彼らの方がはるかに政策的カラクリを承知したうえでやつてはいるからである。われわれは、それを上まわる水準において、彼らを追い込めて行かねばならないということである。

部落解放研究所の果すべき役割は、そういう意味において、大きなものがあることをあらためて銘記すべきだと痛感している次第である。

